

農地法第3条許可申請に係る申請・添付書類

1. 受付場所 成田市役所4階（電話：20－1573）
2. 受付期間 毎月21日～25日
3. 対象農地 成田市内にある農地
4. 提出部数 1部 添付する証明書類は、「発行から3か月以内のもの」とする。

書類の種類		様式	内 容
農地法第3条許可申請書		1号	
申請地	土地目録	有	・筆数が多い場合。
	登記事項証明書 (全部事項証明書) ⇒旧登記簿謄本		・法務局取得の原本 ・現住所と登記上の住所が違う場合は、一致する証明書を添付。(戸籍の附票など)
	公図		・法務局取得の原本
	案内図		・譲受人の自宅から申請地までの経路・距離・時間等が分かるもの。(住宅地図など)
	現況写真		・許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」の確認。
	仮登記権者及び抵当権者の同意書		・本登記される場合。
譲受人	住民票		・住民登録地が成田市外の場合のみ必要。 ・世帯全員の住民票の写し。(続柄記載)
	農業経営の実態証明	2号	・住民登録地の農業委員会で証明。
	営農計画書	3号	・同一世帯内の権利設定・移転の場合は不要。 ・新規就農の場合は3年分。
	確約書	有	・経営移譲年金受給のための再申請は、必要なし。
譲渡人	住民票		・住民登録地が成田市外の場合のみ必要。 ・譲渡人のみの住民票の写し。
	法人申請の場合は、法人の登記事項証明書		
その他	委任状	有	・申請者以外の者が書類を提出・受領する場合。 (申請者の片方が書類を持参する場合も必要)
	売却決定の期日調書又は公売調書の写し		・競売又は公売による場合。
	その他、必要と認めた書類	有	・賃借権の設定⇒賃貸借契約書(2部) ・使用貸借権の設定⇒使用貸借契約書(2部) ・賃借権の移転⇒所有者の同意書

- * 譲受人が法人又は単独申請の場合は、別途、添付書類が必要。
- * 申請地が土地改良区域内の場合は、あらかじめ土地改良区と相談をしてください。
- * 確約書および委任状、賃貸借契約書又は使用貸借契約書には押印が必要となります。